# 出展規則

## 第1章　総則

**第1条　名称**
本展示会の名称を「2012年国際航空宇宙展」という。また、その愛称を「ジャパンエアロスペース2012」とし、英文名称は"Japan International Aerospace Exhibition 2012"、愛称を"Japan Aerospace 2012"、略称を"JA2012"とする。

**第2条　主催者**
1. 社団法人 日本航空宇宙工業会（以下「主催者」という）が、2012年国際航空宇宙展を主催する。
2. 主催者は2012年国際航空宇宙展の開催に関する一切の権限と責任を持つ。

**第3条　出展者**
1. 2012年国際航空宇宙展に出展申込みを行い、主催者がそれを認めた機関、法人、団体を出展者とする。
2. 出展者は2012年国際航空宇宙展の展示・運営について、主催者の定める規則、または指示に従わなければならない。

**第4条　事務局**
主催者は2012年国際航空宇宙展を実施するため、社団法人 日本航空宇宙工業会に国際航空宇宙展事務局（以下「事務局」という）を設ける。

## 第2章　出展要領等

**第5条　出展の申込みと契約の成立**
1. 出展申込者は、本出展規則を遵守することを承諾した上で、必要事項を出展申込書に記載（オンライン申込みの場合は入力）し、主催者に提出する。
2. 主催者は、申込み内容を確認し展示会の主旨に適合すると考えられる出展申込者に対して、「申込確認書」と「出展申込証拠金の請求書」を送付する。
3. 出展申込み者と主催者との契約の成立は、この「申込確認書」を発送した時点をもって成立する。
4. 出展の申込み受付期間は2012年（平成24年）4月30日までとする。

**第6条　申込みの確認及び出展料の振込み**
申込確認書を受理した出展者は、出展料合計の10%に相当する金額、及びそれにかかる消費税を出展申込証拠金として、申込確認書の発行日から30日以内に本規則第8条に指定された支払先に振込まなければならない。また、上記にかかわらず、出展者は残金及びそれにかかる消費税を2012年（平成24年）5月31日までに、本規則第8条に指定された支払先に振込まなければならない。なお、出展料の振込に係る振込手数料等の費用は、出展者の負担とする。

**第7条　出展料**
1. 出展料は日本国通貨で支払うものとする。
2. 官公庁、自治体、NPO法人、独立行政法人、学校等の公益法人、団体が出展する場合、その出展料は50%の金額とする。
3. 実機またはモックアップの展示物を展示するに当たり、9㎡を1小間として4小間以上のスペースを必要とする場合は、該当の展示物を大型展示物とみなし、大型展示物の面積（全長×全幅）に対して、出展料の50%の割引が適用される。
4. 上記2項と3項はそのいずれかを適用するものとし、併用されることはないものとする。

**第8条　出展料の支払先**
出展者が支払うべき出展料等の支払先は、次のとおりとする。

銀行名：三菱東京UFJ銀行　赤坂見附支店
普通口座番号：0118690
口座名：ジエイエイニセンジユウニ

**第9条　展示小間位置の決定・再配置**
1. 展示小間位置の決定は、ゾーニング、出展分野、小間の大きさ、過去の出展回数等を勘案し、主催者が決定するものとする。その際、主催者は出展申込みの受付順番に配慮する。
2. 主催者は展示効果向上等のために小間位置発表後も、小間を再配置できるものとする。その場合、出展者は主催者に対し小間位置の変更やそれにより発生する経費について、賠償請求はできない。

**第10条　出展者による出展の取止め・変更**
1. 出展者は出展の全部または一部を取止める場合、取止めの旨及びその理由を明記した書面を主催者宛に送付し、下記キャンセル料を支払うことにより出展の取止めをすることができる。
2. 出展を取止める場合、キャンセル料は書面の到着を主催者が確認した日時をもって出展取止日として算定する。
3. 主催者は出展取止日を基準として、出展者の振込金額から以下の金額を差引いた残額を出展者に支払うものとする。
   1）出展取止日が2011年（平成23年）9月30日までの場合：出展料の0%
   2）出展取止日が2011年（平成23年）10月1日から2012年（平成24年）4月30日までの場合：出展料の10%
   3）出展取止日が2012年（平成24年）5月1日以降から開催日前日までの場合：出展料の100%
4. 出展者が出展形態を変更する場合は、展示会開催日の60日前までに変更内容を主催者に申し出、主催者が認めた場合に限り変更することができる。

**第11条　主催者による出展の取り消し**
1. 主催者は申込確認書の発行後においても、当該出展者が2012年国際航空宇宙展にふさわしくないと判断した場合、既に払い込まれた出展料を返還することを条件に出展の決定を取消すことができる。
2. 主催者は指定された期日までに出展料を支払わない出展者については、その出展の決定を取消すことがある。
3. 前項の規定に基づき主催者が出展の取消を実施した場合、主催者は書面をもって出展者に出展取消を通知し、その書面発行日を出展取消日とする。
4. 出展取消を通知された出展者は、出展取消日を基準として以下の金額を違約金として主催者に支払うものとする。
   1）出展取消日が2011年（平成23年）9月30日までの場合：出展料の0%
   2）出展取消日が2011年（平成23年）10月1日から2012年（平成24年）4月30日までの場合：出展料の10%
   3）出展取消日が2012年（平成24年）5月1日以降から開催日前日までの場合：出展料の100%

**第12条　2012年国際航空宇宙展の中止・中断**
1. 2012年国際航空宇宙展（またはその一部）が、不可抗力的事由により開催または継続が不可能または困難であると主催者が判断した場合、主催者は開催の中止または中断をすることができる。出展者はいかなる場合でも、その決定により被った損害の損害賠償を主催者に対して請求することはできない。ただし、主催者は支払うべき支出を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払戻しするが、これ以外の責は負わないものとする。
2. 前項の不可抗力的事由とは、台風、洪水、風害、疫病、地震、火災、爆発その他の事故、テロ行為・暴動または内乱、ストライキ、その他の労働争議、さらに国および地方公共団体等の法的規制決定がある場合をいう。

## 第3章　補償義務等

**第13条　主催者の補償義務の免責**
1. 主催者はいかなる場合にも、出展物、出展に付帯して会場に搬入された物品（出展者及びその関係者が携帯した所持品を含む）、あるいは展示小間設備のいずれか、もしくはそのすべてに生じた盗難、滅失、損害などの一切の物的損害について、補償の義務を負わないものとする。
2. 主催者はいかなる場合にも、出展者による展示（デモフライトを含む）、あるいは出展者が2012年国際航空宇宙展に出展したことのいずれか、もしくはそのすべてが原因となって、出展者、出展者の使用人、もしくは代理人、その他の関係人、あるいは第三者のいずれか、もしくはそのすべてに生じた物的損害および身体障害について、補償の義務を負わないものとする。

**第14条　出展物の管理と免責**
出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生じる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとする。

**第15条　損害賠償**
出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備の損壊、第三者の展示小間設備や展示物の損壊、人身に対する損害について一切の損害を賠償するものとする。

**第16条　保険**
1. 出展者は、出展物が2012年国際航空宇宙展に出展される間または日本国内に存在する間に被ると予想される、滅失、破損、汚損、火災、盗難等の一切の損害を補償する動産総合保険を付保するものとする。なお、この保険は主催者に対する求償権について、保険会社が放棄する旨を定めた特約事項を付帯するものとする。
2. 出展者は、2012年国際航空宇宙展に出展すること、あるいは出展物、もしくはそれらに何らかの関連を有することのいずれか、もしくはそのすべてが原因となって第三者に生じた物的損害もしくは身体障害を補償する第三者賠償責任保険（施設所有管理者賠償責任保険、生産物賠償責任保険）を付保するものとする。なお、この保険においては、主催者を共同被保険者とするものとする。
3. 出展者は、主催者が要求するときには、第1項もしくは第2項に定められた保険の付保を証明する保険書類（保険証書等）を主催者に提示しなければならない。主催者は、出展者が主催者の要求にもかかわらず保険の付保を証明する書類を提示しない場合、または保険の不備等の場合、出展者に2012年国際航空宇宙展への出展の辞退、または当該出展物の除去を求めることができる。

## 第4章　国外からの出展物の持込み等

**第17条　国外からの出展物の持込みと保税**
1. 2012年国際航空宇宙展の会場のうち、展示場部分については保税展示場の申請を行うので、保税貨物を展示する出展者は、2012年（平成24年）5月31日までに所定の「保税貨物明細」（WEBオンラインページ）より届出を行うこと。尚、期日までに保税貨物の届出がない場合は、展示はできないものとする。
2. 保税貨物は2012年国際航空宇宙展の終了後、原則としてそのまま荷送人に積み戻さなければならない。
3. 2012年国際航空宇宙展の会期中または終了後、保税措置を受けている出展物、宣伝用物品、飲食物その他を日本国内で売却もしくは寄贈しようとする場合は、日本政府の輸入通関等の必要な手続きを講じなければならない。
4. 出展者が出展会場へ保税貨物を持込むまでの通関業者、荷扱い業者の選定は自由とするが、会場内での保税貨物に係る手続き（通関・運送）については下記の通関業者に委託するので、下記業者を利用すること。

> 通関業者名、連絡先等は2011.12.末頃WEBに掲載予定
> **http://www.japanaerospace.jp**

## 第5章　その他

**第18条　工業所有権に関する法律による出展物の保護**
1. 主催者は、2012年国際航空宇宙展に関し、特許法（昭和34年法律第121号）第30条第3項（実用新案法（昭和34年法律123号）第11条第1項において準用する場合を含む）及び商標法（昭和34年法律127号）第9条第1項の規定による特許庁長官の博覧会指定を申請するものとする。
2. 前項の規定による保護を受けることを希望する出展者は、2012年国際航空宇宙展の開催日から6カ月以内に、特許庁長官に対し正式な特許出願、実用新案出願あるいは商標登録出願を行わなければならない。
3. 意匠については、意匠法（昭和34年法律第125号）第4条の規定に基づいて2012年国際航空宇宙展の開催日から6カ月以内に正式に意匠出願を行う出展者は保護を受けることができる。

**第19条　招聘保証書の発行について**
出展者は、主催者にVISA（査証）の発給に必要な招聘保証書等の書類の発行を要求することはできない。

**第20条　日本国法令規定の遵守**
出展者は、日本国法令規定を遵守しなければならない。特に航空関係の法令、消防関係法令及び武器の輸出入に関係する法令に留意するものとする。

**第21条　紛争の解決**
主催者が締結する一切の契約に関して生じる紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会の規定に基づき、同規定に従い指名される1名以上の仲裁人による仲裁規定に従うものとする。仲裁は、本規則が準拠する日本国の法律に従い、日本国東京において行うものとする。

**第22条　使用言語**
本規則及びそれに関連して主催者が作成・開示する各書類の使用言語は、日本語を正とする。

**第23条　規則の変更**
主催者は必要と認めた場合、本規則の一部を変更することがある。変更された規則は文書またはその他の方法で通知する。

**第24条　疑義**
本規則に定めていない事項、あるいは疑義のある場合については主催者が最終決定権を保持する。